



## 三井住友海上 リスクレポート 2007年判例解説号3 インターリスク総研業務部に照会のあった中の代表的な話題からまとめました。

### 自転車運転者の責任（その2） （年金生活者が被害者となった死亡事故）

自転車死亡事故による年金生活者に対する責任は  
どうなっているのでしょうか。

#### <自転車による加害事故>

自転車運転者にはあまり意識されていませんが、自転車  
が加害者となり他者にケガをさせたり、時には生命  
すら奪ってしまうことが少なくありません。自転車は  
免許不要の手軽な乗り物ですが、「車両」として場合  
によっては凶器にもなりかねないリスクを持った乗り物  
だということを忘れてはなりません。

自転車の運転手は事故の被害者になるだけでなく加  
害者になる事例も多く、その場合、相当の高額判決が  
言い渡される判例も少なからず出現しています。加害  
事故を起こすと重大かつ深刻な現実と向き合わなけれ  
ばなりません。過去に裁判で争われた事例でも、後記  
の判例など自転車対歩行者、自転車対自転車などの衝  
突事故で加害自転車に重い責任が課せられています。  
自転車を運転する際には「交通社会の一員」とあると  
いう意識を持つことが不可欠です。

#### <年金生活者の逸失利益>

逸失利益とは不法行為または債務不履行がなかったと  
したら、被害者または債権者が得たであろう利益のこ  
とで、民法上、加害者または債務者に賠償請求できる  
損害の一種です。

高齢化社会の到来に伴い、高齢者が交通事故の被害者  
となるケースが増加しています。高齢者は各種公的年  
金を受給していることが多く、年金を受給していた高  
齢者が交通事故などで死亡した場合、将来の予定分  
について逸失利益として遺族が加害者に請求できるかど  
うかが問題となります。

従前は、①受給できる権利は支給を受けている者の専  
属的な権利であり相続の対象にならない、②年金収入  
は稼働能力とは無関係に得られるものである、などか  
ら逸失利益性はない、として被害者が将来の受給予定  
分を請求できないとする考え方と当然損害に含まれ請  
求できるとする考え方の両方がありました。

この点につき、最高裁判平成5年3月24日判決では、  
相続人は加害者に対し退職年金を逸失利益に含み賠償  
を求めることができる、としています。続いて出され  
た最高裁判平成5年9月21日判決などから、判例は現  
在では高齢者が受ける各種年金（遺族年金を除く）に  
ついて、原則として逸失利益として損害に算入するこ  
とを認めています。年金の逸失利益性を肯定する理由  
付けとしては、①受給権者に家族が有る場合、年金は  
生活保障であるとともに家族が年金収入に依存してい  
る、②年金は稼働した賃金の後払い的な要素がある、  
などがあります。

自転車による年金生活者の被害者の死亡事故について  
は以下の判例があります。

①平成1年2月28日千葉地裁判決  
（交民集22巻1号239頁）

Y1（事故当時高校2年生、男性）は昭和60年9月、  
美術の校外授業で公園に来ていた。Y1は公園の遊歩  
道をスポーツ用自転車で他の生徒と競争しながら疾走  
していた。その際に、Y1運転の自転車はY1と同じ  
高校の他の生徒の写生の絵を見ていたA（65歳、男  
性、年金生活者）に衝突した。Aは転倒して路上に後  
頭部を激突させ、8日後に病院で急性硬膜下血腫によ  
り死亡した。Aの遺族はY1には事故回避措置不適切  
の過失があったとして民法709条に基づき、Y2（公  
立高校、県）には監督責任があったとして国家賠償法  
1条に基づき、損害賠償を請求した。

裁判所は、「前方不注意、事故回避措置不適切の過失が  
あった」としてY1の責任を肯定した。Y2については  
「担当教諭が適宜巡回するなどして生徒の行動を把  
握し事故を未然に防止する措置を怠った」として責任  
を肯定した。Aの損害については、計約2,200万円  
を認容した。逸失利益については老齢厚生年金と退職  
年金につき平均余命を約15.5年として中間利息を控  
除し算出し、約1,500万円を認容した。（ただし、将  
来の遺族年金相当額は妻の損害から控除）。

②平成14年6月11日大阪地裁判決  
（交民集35巻3号777頁）

Y運転の自転車が信号機による交通整理の行われてい  
ない三叉路の交差点を左折した際、対向進行してきた  
A（70歳、男性、年金生活者）運転の自転車と衝突  
した。YとAは転倒し、Aは脳挫傷、脳内出血、急性  
硬膜下血腫の傷害を負った。病院で緊急手術をしたも  
のの植物状態に陥り、事故の1年4ヶ月後に入院した  
まま慢性気管支炎を発症したことにより肺炎を併発し  
死亡した。Aの遺族はYに民法709条に基づき損害  
賠償を請求した。

裁判所はYが左折先の道路状況の注視を怠って下り勾  
配をかなりの速度で反対車線方向を進行した、として  
Yの責任を肯定した。Aの過失についてはYの過失が  
重大であるのに照らせば過失相殺すべきとは認められ  
ないとして否定した。Aの損害については、事故と死  
亡の間には相当因果関係があると、計約3,400万円  
を認容した。逸失利益については国民年金と厚生年  
金につき平均余命を約13年として中間利息を控除し  
算出し、約1,070万円を認容した。

本判決では事故で脳挫傷などの傷害を被ったことと肺  
炎を併発し死亡したとの間に相当因果関係が有るか  
どうか争点の1つとなりました。事故後もAの意  
識が回復せず自発呼吸ができなかったことから、チュ  
ーブ挿入を余儀なくされ、感染症による気管支炎を発  
症しやすくなりました。そして、死亡する4日前に気  
管支炎を発症したことにより肺炎を併発し、死亡した  
ものとして相当因果関係が認められました。相当因果  
関係とは、ある加害行為があれば通常そのような結果  
が生じるであろうと一般的に予見できるという関係を  
認める考え方です。